

税協ゴルフコンペに参加して

長岡地域 白井 光則

税協福利厚生担当の常務理事が優勝してしまい申し訳ありません。税協のゴルフコンペの担当になって4年目、コンペの準備中から冗談で今年は私が優勝しますと宣言しておったんですがまさか本当に優勝するとは・・・

ゴルフプレーは、ここ1ヶ月位チーピン（左へ大きく曲がりながら沈む）という重い病を罹ってしまいました。長岡支部の北海道遠征ゴルフでは、チーピンの光、というニックネームで呼ばれ当分の間、ゴルフはやりたくないと思うくらいでしたが、なぜか成績は廣済堂札幌ではグロス94で3位、札幌ゴルフ輪厚ではグロス104で優勝、長岡支部北海道シリーズ総合優勝、そしてこのたびの税協コンペ優勝、オレは何かを持っている男かな？

話を税協ゴルフに戻しますが、今回ほど、司会がやりにくい表彰式は有りませんでした。成績表が届きそっと見たら1番上に私の名前があるではありませんか。喜び（笑い）をおさえ、「皆さん、今のところ優勝候補ですよー」我ながらよく云うなと今は反省しています。

さてゴルフのペリア戦で優勝する秘訣10ヶ条

の内、3ヶ条だけ紹介します。

- 1条 家庭を大切にすること（家族に愛されていること）
- 2条 仕事は全力でやる（手抜きはしない）
- 3条 日常の生活においては裏、表なく平な心をもって過ごす。

残りの7ヶ条については、次回80台のスコアで優勝した時に紹介します。

多くの皆様から参加して頂いたこと又、提携企業様より賞品のご協賛を頂いた事等々に感謝いたします。



新潟地域業務推進協議会開催

副理事長 竹内 達夫

平成24年9月から11月までの3ヶ月間実施される「第27回全税共全国統一キャンペーン」の一環として、新潟地域業務推進協議会が9月6日（木曜日）支部理事会の後に新潟グランドホテルで開催されました。

参加者は生命保険会社等関係者38名、税理士31名と例年に比較し多数の出席者でした。

竹内副理事長の挨拶に続き出席者の紹介が行なわれました。引き続き永野常務理事より全税

共全国統一キャンペーン実施要領について詳細にわたる説明後、各生命保険会社から、その取組方法等についての方針が発表されました。

つづいて提携企業による注目商品等について熱心な説明がなされ、質疑応答時間がなくなる程の盛況のうちに協議会は閉会となりました。

キャンペーンを成功させる事は、保険会社にとっては保険契約の獲得、われわれ及びわれわれのクライアントにとっては企業の経営強化、

協同組合にとっては保険手数料の獲得と三者共々のメリットがあります。

懇親会では毎年、新潟の地酒を用意し、友好

を深めることを目的として行われていますが、地酒の話題以上に各社の意気込みが感じられ、あっという間に閉会を迎えることとなりました。

「第27回全税共全国統一キャンペーン」業務推進会議実施日

地域名	開催日	会場
新潟	24.9.6	新潟グランドホテル
長岡	24.9.5	長岡グランドホテル
三条	24.9.21	末廣館
柏崎	24.9.21	魚河岸
新発田	24.8.20	新発田税務署
新津	24.10.9	割烹 一楽
小千谷	24.10.5	大竹会館

地域名	開催日	会場
十日町	24.9.19	クロス10
村上	24.10.11	ホテル汐美荘
糸魚川	24.8.21	糸魚川税務署
高田	24.9.20	マリンホテル ハマナス
巻	24.9.29	四季の宿 みのや
佐渡	24.10.29	佐渡税務署

実務研修会を終えて

教育情報担当常務理事 成田 俊郎

平成24年10月3日ホテルニューオータニ長岡において、新潟県税理士協同組合主催の実務研修会を開催いたしました。研修会は税理士岸田光正氏を講師にお招きし、「更正の請求を巡る税務処理と実務対応」をテーマに行われました。

今回の研修は、更正の請求の制度の概要から始まり、税制改正により更正の請求の期間や適用範囲がどのように変わったのかを解説いただき、各税法における更正の請求書・申出書の様式、さらに更正の請求に係る判例の紹介をしていただきました。今回のテーマは、税制改正の一項目として簡略に解説されがちなものではあ

りますが、これを個別に取りあげることにより、改めて理解を深め、実務に活かしていただけるのではないかと思っております。

講師の岸田光正先生は、昭和53年大阪国税局入局、大阪国税不服審判所審査官等を経て平成10年退官、同年税理士登録されております。手懸けられた著作も多く、現在は近畿税理士会に所属され同会研修部員を務めながら各種研修会や大学の講師としてご活躍されています。今回も大変お忙しいなか、長岡に前泊していただき本研修会に万全の準備で臨んでいただきました。

会員・職員の皆様におかれましては、他の研



修会も数多く開催され、忙しい10月ではありました。多數のご参加をいただき誠にありがとうございました。

また、今回も当研修会開催にあたり、(財)中小企業災害補償共済福祉財団(あんしん財団)様の協賛をいただき、会の冒頭に亀山新潟支局長よりご挨拶を頂戴いたしました。

今回の研修を終えて、受講された皆様は更に自信を深め日々の業務に益々お力を発揮されるものと思っております。今後も新潟県税理士協同組合の教育・情報事業の一環としてこのような実務研修会を企画・開催していきたいと思っております。皆様の一層のご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

総合事業保障プラン・グループ保障制度 大同生命「第一・二次のキャンペーン」推進

保険担当常務理事 田中由起子

関東信越税協連共済会保険事業推進基本方針 「保険指導5つの指針」

1. 使命感を持って、助言・指導する。
2. 真に関与先の将来を考え毅然と説明する。
3. 税務上の取り扱い、有効性をわかりやすく説明する。
4. 付保適正額の確保、見直しを常に行い指導、説明する。
5. 法的整備を指導しアフターフォローを徹底する。

平成23年度に引き続き、以上5つの指針に基づき関与先の保険指導を実践いただくために、計画的に関与先指導を実践することで、私たちの大切な関与先の繁栄を目的とした保険指導が実践できるよう、関税協「保険指導5つの指針」を皆さんにご理解いただければと考えております。

さて、4月から7月末に開催いたしました、平成24年度「第一次キャンペーン」では、総合事業保障プランを多くの皆さんに積極的にご推進いただき感謝申し上げます。

今年度（4月～8月報告）実績経過は、年間目標額の56.8%まで達成し、順調に推移いたしました。事務手数料も前年同月比119.6%と厳しい環境下においても順調に右肩上がりで推移しております。

事務手数料は毎年累積される保有契約高が大

きく反映いたします。もし、解約が増加して保有契約高が減少すれば、事務手数料も減少することになります。

しかし、我々税理士が関与先に指導する「総合事業保障プラン」は、無理無駄なく関与先ニーズに基づいた保険を推進しておりますので、契約して短期間での解約は少ないものと考えております。

今後も新潟県税協独自の魅力ある施策を継続的に実施してまいりますので、更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。



『新潟県税理士協同組合理事長特別奨励策』

特別奨励策を9月28日(金)から9月29日(土)1泊2日で開催いたしました。

組合員、営業職員の「第一次キャンペーン」

推進実績上位10名をご招待し、当日は、13名のご参加をいただきました。

『第一次キャンペーン表彰式』

大同生命業務推進協議会と同日の10月3日(水)にホテルニューオータニ長岡にて実施いたしました。

組合員表彰者34名、営業職員表彰者16名と前年同様に多くの皆さまに表彰該当いただきました。その後、懇親パーティーを開催し、楽しい



一時を過ごし、皆で「第二次キャンペーン」表彰該当ならびに「年間表彰」での北海道旅行該当を誓い合いました。

『第二次キャンペーン(9月から12月)』推進中

第一次キャンペーン同様に多くの奨励策をご用意しておりますので、多くの皆さまの該当をお待ち申し上げております。

特に9月から11月末までは理事長特別賞として、ギフト券上乗せ奨励策ならびに組合員、営業職員の推進実績上位10名に特別奨励策を設けておりますので、多くの皆さまの奨励策への参加をよろしくお願い申し上げます。

『税理士登録代理店化奨励策(平成25年3月まで)』推進中

税理士代理店登録者、ご紹介者にギフト券贈呈奨励策を推進しております。

代理店化推進に向け、何分のご協力をよろしくお願い申し上げます。

【お知らせ】 UC税理士ゴールドカードが廃止になります！

当税協が埼玉県税協との業務提携により取扱いをしております「UC税理士ゴールドカード」が平成25年6月30日をもって廃止となります。

これは埼玉県税協と業務提携をしているりそなカード(株)とUCカード(株)との提携の終了に伴うものです。

なお、現在ご利用いただいている組合員等の皆様には、12月頃に新潟県税理士協同組合より詳細についてご案内させていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

「税理士報酬 領収書」源泉所得税について

既にご承知のこととは存じますが、平成23年度12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特例措置法（平成23年法律第117号）が公布され、これにより平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収することになっております。

現在販売している「領収書」につきましては、「源泉所得税（10%）」と表記しておりますが、平成25年1月1日以降は、（10%）の部分を二重線等で消してご使用くださいますよう何卒よろしくお願いいたします。